

鴻巣市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

鴻巣市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年鴻巣市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第２条第１０項中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項の表第３９条第１項第１号の項中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第５４条から第５６条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第５４条から第５６条までの改正規定は、同年６月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する施行の日前にした行為の処罰については、なお従前の例による。